

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針

令和7年3月

新 潟 県

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
(1) 担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開	2
(2) 地域条件に即した経営体等の確保・育成	4
(3) 経営体の発展方向・体質強化	4
(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	5
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
1 農業経営の指標	7
2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	18
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の基本的指標	18
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の 実施に関する事項	19
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	19
2 農業経営・就農支援センター	19
3 県が主体的に行う取組	20
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	20
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に 関する目標	22
第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	22
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	22
(1) 地域計画推進事業	22
(2) 農用地利用改善事業	22
(3) 経営体の育成・指導支援の強化	22
(4) 経営体への農用地の利用集積の促進	23

（５）農業生産基盤整備の促進	23
（６）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	23
２ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 本県は南北に拓けた広大な県域を有し、豊かな自然環境に恵まれた立地条件を活かして、平野部、砂丘地、高冷地等でそれぞれ特徴ある農業が展開され、コシヒカリに代表される「新潟米」の高品質・安定生産、水田をフル活用した大豆・園芸作物の生産、地域の特性や優位性を活かした園芸生産など、農業は地域の基幹産業として重要な役割を担っている。
- 2 近年、食料・農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の減少・高齢化、国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化、生産資材の高騰、気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化など、大きな変化や課題に直面している中で、国は、令和6年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を図る新たな基本理念を定めたところである。
- 3 本県においても、総農家数、農業経営体数とも年々減少し、農業就業者の高齢化の進行や担い手の不足などにより、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念される中、今後とも本県が、我が国の食料供給基地としての役割を果たし、食料安全保障に貢献していくため、持続可能な農業の実現に向け、令和7年3月に「新潟県総合計画」を見直したところである。
- 4 これに合わせ、地域計画に位置付けられた担い手へ施策を重点化し、農地の集積・集約化とあわせ、DXによる徹底した省力化・効率化を進めるとともに、地域農業を担う組織や法人間の連携・再編などを進め、経営基盤の強化を図ることで、高い生産性・収益性を実現した企業的な経営体が農業生産の大宗を占める力強い農業構造の確立を目指す。
また、中山間地域においては、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で活躍できる地域の仕組みづくりを進めるとともに、地域資源を活用した付加価値の高い農業を実践する農業法人の育成などを進める。
あわせて、主食用米と非主食用米の省力・低コスト・多収による生産性向上と安定生産・供給を通じて水田農業所得の最大化を進めるとともに、産地の構造改革により本県の園芸を牽引しうる産地や経営体を育成する。
- 5 なかでも高い生産性・収益性を有する経営体の育成に当たっては、主たる従事者が他産業並の労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を目指すことを基本とし、これら経営体が本県の農業生産の大宗を担う農業構造を確立することを目標とする。

【望ましい経営体像】

主たる従事者が他産業従事者並の労働時間で、他産業従事者と遜色ない所得を確保し得る生産性の高い農業経営の実現を目指す。

○主たる従事者1人当たり年間労働時間：1,800～2,000時間

○〃年間所得：400～500万円程度

6 経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を実現するため、地域の実態に即した市町村農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、地域での話合いのもと策定された地域計画の実効性確保に向けた活動を促進し、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）が行う特例事業等の活用により、経営体等への農用地の利用集積及び集約化の促進を図るとともに、6次産業化や園芸複合等による多様な経営体の育成を推進する。

また、経営体の体質強化や農業経営の基盤の強化を促進するため、次の事項を重点的に推進する。

(1) 担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開

担い手の確保状況や経営規模等、地域の実態に即した組織化・法人化を加速するとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対する農用地の集積・集約化、経営管理の合理化、需要に応じた米生産、園芸作物の導入・収益性向上、農産加工等の導入による経営の多角化、県産農産物のブランド力の向上、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の構造の改善を図るものとし、担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を進め、付加価値の高い持続可能な農業の実現に向けた取組を進める。

具体的には、

ア 「地域計画」の実効性確保に向け、経営体と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等がそれぞれ役割分担をする中で、地域農業の持続的発展が可能な営農体制を地域合意に基づき構築する。

イ 集落や地域における農地、農作業の出し手や受け手農家が一体となった自主的な活動を促進するとともに、経営の規模拡大等意欲ある農業者への農地集積・集約化を地域計画に基づき推進する。

ウ 地域計画において、担い手として位置付けられた地域農業の核となる意欲ある農業者等を経営体に育成するため、経営改善を目指す農業者の農業経営改善計画の策定と市町村による認定を促進するとともに、農業経営改善計画が県内の二以上の市町村に

またがる場合は県による認定を実施する。

また、認定された農業経営改善計画の着実な実践と目標達成に向けて、関係機関が連携しながら支援することを推進するとともに、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当初計画の実践結果について助言等を行う専門家の活用を促すとともに、これを踏まえた新たな農業経営改善計画の作成を支援する。

エ 市町村認定農業者組織や県認定農業者ネットワーク活動による認定農業者の自主活動を助長し、地域課題の解決活動を支援する。

オ 農地・担い手に関する情報及び農用地の利用調整を一体的に推進するため、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市町村農業公社等の連携強化を図る。

カ 農地中間管理機構の活動強化により、地域計画に位置付けられた経営体等担い手への農地の集積及び集約化を促進するとともに、地域の実情に応じて農作業受委託を推進する。

キ ほ場整備等を契機に地域の合意形成を図りながら、地域計画に位置付けられた経営体を中心とした効率的な営農体制の確立を推進し、経営体等担い手への農地集積・集約化を促進するとともに、農地集積関連助成制度の活用などにより農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図る。

ク 規模拡大が進む中での効率的な経営のほか、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化による初心者でも取り組みやすい農業の実現への寄与が期待されることから、A I、I C T等の先端技術を農業に活用するスマート農業の生産現場での実践に向けた取組を進める。

ケ 輸入依存度の高い麦・大豆等の安定供給や園芸導入・拡大により経営の幅を広げ、水田フル活用による経営の安定化と所得の確保を図る。

コ 地域における経営規模の拡大状況等に応じて、直播栽培やスマート農業技術等の先進的な技術の効果的な導入を進めるとともに、カントリーエレベーターや園芸集出荷施設などの基幹施設及び高性能機械等の整備を支援し、これらを有効利用した効率的生産体制の構築により、生産コストの低減・有利販売を推進する。

サ また、農業協同組合などが経営体等と連携を図りながら、契約栽培の推進や食品産業との連携強化、高付加価値化の推進など、販売力・ブランド力を強化する取組を進めるとともに、トレーサビリティシステムの導入品目の拡大・制度の充実、G A P認証

の取得などによる安全・安心な県産農産物の生産・供給と消費者の信頼確保を図る。

(2) 地域条件に即した経営体等の確保・育成

本県農業の持続的な発展を図るため、地域農業の将来方向と育成すべき経営体の姿について地域の合意形成を促進し、これらに基づいて、地域条件に即した経営体等の確保・育成を推進する。

基本的には、

ア 平場地域や中山間地域でも比較的立地条件に恵まれた地域においては、地域計画に基づく農地利用集積・集約化や農作業受委託の促進及び水田を活用した複合営農の展開などにより、生産性の高い個別経営体や組織経営体の確保・育成を推進する。

イ 主として中山間地域等条件不利地域で、経営体の確保・育成が難しい地域にあつては、県、市町村及び関係機関・団体が連携して、集落の話合いを基に、多様な主体の参画・協働による持続可能な地域づくりを推進することとし、兼業農家や高齢農家等も役割を發揮できる集落営農組織や、新たな人材や農地の受け皿となる農業法人などの育成を推進するとともに、先端技術等を活用した作業受託や、地域資源を活かして他産業と連携したコミュニティビジネスの創出などを進める。

なお、このような努力にもかかわらず、集落に農地所有適格法人等の農地の受け手がいないなどの理由で耕作放棄が懸念される地域においては、市町村と連携して、農地所有適格法人以外の法人の参入も選択肢に入れるなど、多様な担い手を確保する。

◆地域条件に即した経営体等

地域条件	担い手	課題及び発展方向等
主として平場や、中山間地域でも比較的立地条件に恵まれた地域	個別経営体	規模拡大や複合化の推進、家族経営協定の締結、経営の熟度に応じての法人化、円滑な経営継承
	組織経営体	園芸の導入・拡大や他産業と連携した6次産業化の推進、農地集積・集約化や法人間の組織的連携などによる経営体質の強化、地域の雇用の創出、円滑な経営継承
主として、中山間地域等条件不利地域	集落営農組織	地域の農業者の合意形成・役割分担、リーダーや中心となるオペレーターの確保・育成、集落営農の広域化や法人化等による持続可能な営農体制の確立
	市町村農業公社	地域の農地保全、地域農業の維持等

(3) 経営体の発展方向・体質強化

これからの本県農業を担う経営体は、生産技術のみならず経営管理や情報収集能力に優れ、生産物の有利販売など消費者ニーズに即したマーケティング戦略を持つことにより、地域その他産業従事者並の労働時間と所得を実現することとする。

特に、中山間地域においては、農業が基盤となっているものの、個々の経営規模が零細で、生産物の販売等だけでは他産業並の所得確保が難しいことから、営農体制の再編や、他産業と連携した特産物の加工販売などの高付加価値化の推進と販売力強化、地域資源を活用したコミュニティビジネスなどの取組を推進する。

また、県内の農業従事者数の約3割を女性が占め、農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による地域計画の協議の場等への参加促進などを通じ、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定へのより一層の参画を促進する。

具体的には、

ア 個別経営体については、農地の利用集積や園芸導入などにより、経営の規模拡大、複合化とともに、熟度や経営規模等に応じて法人化を推進する。

また、法人化を選択しないまでも、世帯員の役割分担、就業条件、収益分配等を明確にし世帯員個々の経営能力が発揮できるよう、家族経営協定の締結を一層推進する。

イ 法人などの組織経営体については、経営の合理化とともに、他産業と連携した6次産業化や園芸導入などにより経営の多角化・複合化を促進する。

また、新規就農者の受け入れや地域における就業の場の提供など、地域農業の中核的な担い手としての役割が果たされるよう支援する。

ウ また、担い手育成総合支援協議会等の支援活動を強化するとともに、認定農業者ネットワーク活動等、認定農業者の組織活動を支援する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の令和5年の新規就農者は290人であり、農業法人等への就業者や、経営開始前後の支援制度を活用した新規参入者の増加により、平成25年以降毎年250人以上を確保している。本県農業の持続的発展のためには新規就農者を継続的に確保していくことが必要であり、新潟県総合計画に基づき、本県農業の中核を担う経営体の確保・育成に向け、新規就農者の年間の確保目標を次のとおりとする。

◆新規就農者の確保目標

項目	目標	目標年度
新規就農者の年間確保目標(人)※1	280	令和14年

※1 新潟県総合計画より

イ 就農・就業者の確保・育成の基本方針

親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等の多様な就業形態での意欲ある人材

を積極的に確保するとともに、中高年齢者にあっても、地域実態に即し、他産業従事経験を活かして、近代的な農業経営を担うにふさわしい者となる人材を確保する。

◇ 新規就農・就業者の確保・育成対象

(ア) 農業経営に意欲的な者で、かつ、優れた経営を展開する経営体への発展を目指している者。

(イ) 組織経営体への積極的な参入を目指している者。

(ウ) (ア) 又は (イ) に加えて、地域農業での中心的な活動が期待できる者。

ウ 将来の経営体を担うべき人材の能力

農業経営を営もうとする者は、栽培技術だけでなく、高い経営管理能力を備える必要がある。特に、組織経営体においては、規模拡大や新規部門の開拓、組織マネジメントや従業員の福利厚生等、またA I、I C T等の先端技術を農業に活用するスマート農業など新たな取組に柔軟に対応できる企業的な経営感覚が必要である。このため、様々な経営課題に対応できる能力を持った人材の育成に努める。

エ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり概ね1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（第1の7に示す主たる従事者1人当たり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

オ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

就農希望者への情報提供や農業体験研修などの取組を行い、新規学卒やU I ターン等多様な形態からの就農を促進するとともに、就業希望者と農業法人とのマッチングの開催などにより、農業法人への円滑な就業の促進を図る。

また、県農業大学校を中心とした農業教育環境の充実により、就農希望者を確保する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

目標とする経営体の効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県内における先進的な事例等をモデルとして、主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

1 農業経営の指標

[個別経営体:所得目標 803～1,277万円(主たる従事者1人当たり401～488万円)]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	1 平場水稲単一型 [所得目標 844万] [従事者 2.0人]	<作付面積> 主食用米 14.0ha 加工用米 6.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (60坪) 1棟 ・パイプハウス (110坪) 1棟 ・トラクター (80ps) 1台 ・乗用田植機 (8条) 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 2台 ・トラック 1台 ・精米機 (210kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (360kg/hr) 1台 ・ドローン 1台
	粗収益 32,507千円 経営費 24,067千円 所得率 26.0% 一人当たり労働時間 1,596時間	<経営面積> 20.0ha 自作地 2.0ha 借地 18.0ha	
個別経営体	2 平場果樹単一型 [所得目標 838万] [従事者 2.0人]	<作付面積> 日本なし 1.2ha 西洋なし 0.3ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (30坪) 1棟 ・果樹棚 1式 ・かん水施設 1式 ・堆肥盤 1か所 ・防風施設 1式 ・トラクター (30ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・チッパー 1台 ・ミニバックホー 1台 ・スピードプレイヤー 1台 ・マニュアルスプレッダー 1台 ・ブロードキャスター 1台
	粗収益 24,734千円 経営費 16,334千円 所得率 34.0% 一人当たり労働時間 1,892時間	<経営面積> 1.5ha 自作地 0.7ha 借地 0.8ha	

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	3 平場花き単一型 [所得目標 805 万] [従事者 2.0 人] 粗収益 71,090 千円 経営費 63,044 千円 所得率 11.3% 一人当たり労働時間 1,737 時間	<作付面積> チューリップ(切り花) 0.1ha ユリ(切り花) 0.6ha <経営面積> 自作地 0.7ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫(35坪) 1棟 ・パイプハウス(100坪) 3棟 ・冷蔵庫(20坪) 1台 ・鉄骨ハウス(300坪) 1棟 ・かん水施設 1式 ・雨よけハウス(75坪) 20棟 ・トラクター(30ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・選花機 1台 ・暖房機 2台
	4 平場野菜单一(施設+露地)型 [所得目標 1,277 万] [従事者 3.0 人] 粗収益 81,162 千円 経営費 63,472 千円 所得率 21.8% 一人当たり労働時間 1,980 時間	<作付面積> すいか 1.0ha かぶ 1.0ha ねぎ 2.0ha かんしょ 2.0ha 抑制メロン 1.0ha <経営面積> 自作地 3.0ha 借地 2.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(150坪) 1棟 ・かん水施設 1棟 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラクター(40ps) 1台 ・普通トラック 1台 ・ねぎ収穫機 1台 ・つる刈機 1台 ・掘取機 1台 ・播種機 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	5 中山間地水稲単一型 [所得目標 803 万] [従事者 2.0 人] 粗収益 30,399 千円 経営費 22,365 千円 所得率 26.4% 一人当たり労働時間 1,969 時間	<作付面積> 主食用米 11.5ha (輸出向け 1.0ha) 加工用米 3.5ha <経営面積> 15.0ha 自作地 1.0ha 借地 14.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (55 坪) 1 棟 ・露地プール (217 坪) 1 式 ・トラクター (60ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 ・軽トラック 1 台 ・精米機 (210 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (360 kg/hr) 1 台 ・トラック (1 トン) 1 台 ・ドローン 1 台
	6 中山間地花き複合型 [所得目標 870 万] [従事者 2.0 人] 粗収益 65,988 千円 経営費 57,293 千円 所得率 13.2% 一人当たり労働時間 1,980 時間	<作付面積> 主食用米 8.5ha 加工用米 3.5ha ユリ (切り花) 0.8ha 山菜 (うるい) 0.2ha <経営面積> 12.0ha 自作地 1.5ha 借地 10.5ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (50 坪) 1 棟 ・露地プール (180 坪) 1 式 ・パイプハウス (100 坪) 3 棟 ・かん水施設 1 棟 ・プレハブ冷蔵庫 (3 坪) 1 棟 ・雨よけハウス (75 坪) 28 棟 ・トラクター (45ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (4 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 ・軽トラック 1 台 ・精米機 (210 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (360 kg/hr) 1 台 ・土壌蒸気消毒機 (3 戸共同) 1 台 ・除雪機 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別 経営 主体	7 全域施設野菜複合型 [所得目標 975 万] [従事者 2.0 人]	<作付面積> 主食用米 11.0ha 加工用米 5.0ha 越後姫 0.2ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (50 坪) 1 棟 ・パイプハウス (85 坪) 1 棟 ・高設パイプハウス (150 坪) 4 棟 ・トラクター (45ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 ・トラック 1 台 ・精米機 (210kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (360kg/hr) 1 台
	粗収益 41,852 千円 経営費 32,106 千円 所得率 23.3% 一人当たり労働時間 1,736 時間	<経営面積> 16.2ha 自作地 1.0ha 借地 15.2ha	
個別 経営 主体	8 全域露地野菜複合型 [所得目標 845 万] [従事者 2.0 人]	<作付面積> 主食用米 11.0ha 加工用米 5.0ha 春秋かきフラワー 1.3ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (40 坪) 1 棟 ・パイプハウス (85 坪) 1 棟 ・堆肥盤 (11 坪) 1 棟 ・トラクター (45ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 ・トラック 1 台 ・精米機 (210 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (360 kg/hr) 1 台 ・管理機 1 台 ・定植機 (5 戸共同) 1 台
	粗収益 33,912 千円 経営費 25,460 千円 所得率 24.9% 一人当たり労働時間 1,829 時間	<経営面積> 17.3ha 自作地 1.3ha 借地 16.0ha	

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	9 平場露地野菜複合型 [所得目標 923 万] [従事者 2.0 人] 粗収益 42,684 千円 経営費 33,323 千円 所得率 21.9% 一人当たり労働時間 1,791 時間	<作付面積> 主食用米 11.0ha 加工用米 5.0ha ねぎ 1.0ha 春にんじん 0.6ha <経営面積> 18.0ha 自作地 3.5ha 借地 14.5ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (50 坪) 1 棟 ・パイプハウス (85 坪) 1 棟 ・かん水施設 1 棟 ・堆肥盤 (11 坪) 1 棟 ・トラクター (45ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 ・トラック 1 台 ・精米機 (210kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (360kg/hr) 1 台 ・管理機 1 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・ねぎ堀上機 1 台
	10 全域肉用牛単一型 [所得目標 1,275 万] [従事者 3.0 人] 粗収益 187,426 千円 経営費 174,674 千円 所得率 6.8% 一人当たり労働時間 1,980 時間	<作付面積> 肉用牛 200 頭	<資本装備> ・牛舎 (368 坪) 1 棟 ・堆肥舎 (94 坪) 1 棟 ・ダンプカー (2 トン) 1 台 ・トラクター (30ps) 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
個別経営体	11 全域養豚単一型 [所得目標 1,211 万] [従事者 3.0 人]	<飼養頭数> 養豚 140 頭	<資本装備> ・繁殖分娩豚舎 1 棟 ・肉豚舎 1 棟 ・密閉縦型発酵装置 2 基 ・浄化槽 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・ショベルローダー 1 台 ・給餌器 (子豚) 47 台 ・給餌器 (肉豚) 110 台 ・自動給餌システム 6 台 ・ガスブルーダー 63 台 ・高圧洗浄機 4 台 ・スクリーコンベア 3 台 ・トラック 2 台 ・軽トラック 2 台
	粗収益 154,657 千円 経営費 142,551 千円 所得率 7.8% 一人当たり労働時間 1,980 時間		
個別経営体	12 全域酪農単一型 [所得目標 877 万] [従事者 2.0 人]	<飼養頭数> 酪農 60 頭	<資本装備> ・成牛舎 (210 坪) 1 棟 ・育成牛舎 (28 坪) 1 棟 ・尿溜 (125 m ³) ・堆肥舎 (1/2 リース) (210 坪) 1 棟 ・収納庫 (26 坪) 1 棟 ・バークリーナ 1 台 ・ミルク (クラスター1/2 リース) 1 台 ・バルククーラー (クラスター1/2 リース) 1 台 ・自動給餌機 1 台 ・トラクター (54ps) (2 戸共有) 1 台 ・ショベルローダ (800 kg) (2 戸共有) 1 台 ・ダンプ (2 トン) 1 台 ・細霧システム 16 台
	粗収益 83,073 千円 経営費 74,298 千円 所得率 10.6% 一人当たり労働時間 1,995 時間		

[組織経営体：所得目標 1,636～4,070 万円(主たる従事者 1 人当たり 407～484 万円)]

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	13 平場水稲単一型 [主たる従事者の給与 報酬目標 407 万] [従事者 10.0 人]	<作付面積> 主食用米 65.0ha 加工用米 15.0ha WC S 20.0ha <経営面積>100.0ha 借地 100.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (120 坪) 1 棟 ・パイプハウス (380 坪) 1 棟 ・トラクター (90ps) 3 台 ・乗用田植機 (8 条) 3 台 ・不耕起V溝直播機 1 台 ・コンバイン (6 条) 3 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (90 石) 5 台 ・軽トラック 4 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 2 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・ドローン 2 台
	粗収益 127,549 千円 経営費 94,777 千円 所得率 30.0% 一人当たり労働時間 1,487 時間		
組織 経営 営 体	14 平場土地利用(水 稲+大豆・小麦)型 [主たる従事者の給与 報酬目標 431 万] [従事者 8.0 人]	<作付面積> 主食用米 60.0ha WC S 10.0ha 大豆 20.0ha 小麦 10.0ha <経営面積>100.0ha 借地 100.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (100 坪) 1 棟 ・パイプハウス (260 坪分) 1 棟 ・トラクター (80ps・車輪) 3 台 ・トラクター (90ps・セミクロ) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 2 台 ・不耕起V溝直播機 1 台 ・コンバイン (6 条) 3 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (60 石) 5 台 ・軽トラック 3 台 ・普通トラック 1 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 2 台 ・ブームスプレイヤー 1 台 ・大豆コンバイン 1 台 ・ドローン 2 台
	粗収益 131,891 千円 経営費 97,381 千円 所得率 26.2% 一人当たり労働時間 1,330 時間		

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	15 平場土地利用(水 稲+加工野菜)型 [主たる従事者の給与 報酬目標 472 万] [従事者 8.0 人] 粗収益 123,043 千円 経営費 85,268 千円 所得率 30.7% 一人当たり労働時間 1,769 時間	<作付面積> 主食用米 40.0ha (輸出向け 7.5ha) 加工用米 10.0ha 加工タマネギ 4.0ha 加工キャベツ 10.0ha <経営面積> 60.0ha 借地 60.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (90 坪) 1 棟 ・パイプハウス (300 坪) 1 棟 ・トラクター (30ps) 1 台 ・トラクター (80ps) 2 台 ・乗用田植機 (8 条) 2 台 ・コンバイン (5 条) 2 台 ・コンバイン (4 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (60 石) 4 台 ・軽トラック 3 台 ・玄米低温貯蔵庫 2 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (1,350kg/hr) 1 台 ・全自動定植機 (4 条) 1 台 ・マニユアスプレッダー 1 台 ・オニオンハーベスタ 1 台 ・キャベツ収穫機 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	16 中山間地域土地利 用(水稻+そば)型 [主たる従事者の給与 報酬目標 419 万] [従事者 7.0 人] 粗収益 75,596 千円 経営費 46,251 千円 所得率 38.8% 一人当たり労働時間 1,695 時間	<作付面積> 主食用米 30.0ha 加工用米 10.0ha そば 8.0ha <経営面積> 48.0ha 借地 48.0ha <作業受託> 除草・防除 20.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (90 坪) 1 棟 ・露地プール (580 坪) 1 式 ・トラクター (80ps・車輪) 1 台 ・トラクター (60ps・セミクロ) 1 台 ・乗用田植機 (6 条) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (4 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 5 台 ・軽トラック 2 台 ・普通トラック 1 台 ・ドローン 2 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 1 台 ・汎用コンバイン 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
	17 中山間地域複合 (水稲+餅加工・直 売所)型 [主たる従事者の給与 報酬目標 408 万] [従事者 7.0 人] 粗収益 88,114 千円 経営費 59,547 千円 所得率 33.6% 一人当たり労働時間 1,401 時間	<作付面積> 主食用米 18.0ha 加工用米 18.0ha <経営面積> 36.0ha 借地 36.0ha もち加工所 1か所 直売所 1か所	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (100 坪) 1棟 ・露地プール (525 坪) 1式 ・加工施設 1棟 ・直売所 1棟 ・トラクター (80ps・車輪) 1台 ・トラクター (60ps・セミクロ) 1台 ・乗用田植機 (6 条) 1台 ・乗用田植機 (8 条) 1台 ・コンバイン (4 条) 1台 ・コンバイン (5 条) 1台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1台 ・乾燥機 (50 石) 4台 ・軽トラック 2台 ・普通トラック 1台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 1台 ・ドローン 2台 ・自動餅つき機 1台 ・のし餅成型機 1台 ・冷蔵庫 (3 坪) 2台 ・角切りカッター 1台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	18 全域複合(水稲+施設野菜)型		
	[主たる従事者の給与 報酬目標 438 万] [従事者 6.0 人] 粗収益 92,409 千円 経営費 66,109 千円 所得率 28.5% 一人当たり労働時間 1,688 時間	<作付面積> 主食用米 24.0ha 加工用米 16.0ha 越後姫 0.4ha <経営面積> 40.4ha 借地 40.4ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (90 坪) 1 棟 ・パイプハウス (230 坪) 1 棟 ・トラクター (80ps) 1 台 ・トラクター (60ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 2 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・コンバイン (6 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 3 台 ・軽トラック 2 台 ・普通トラック 1 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 1 台 ・いちご栽培パイプハウス (150 坪) 8 棟 ・温風暖房機 8 台 ・冷蔵庫 (1.5 坪) 2 台
組織 経営 営 体	19 全域複合(水稲+露地野菜)型		
	[主たる従事者の給与 報酬目標 449 万] [従事者 6.0 人] 粗収益 92,259 千円 経営費 65,307 千円 所得率 29.2% 一人当たり労働時間 1,760 時間	<作付面積> 主食用米 24.0ha 加工用米 16.0ha えだまめ 6.0ha ブロッコリー 1.0ha <経営面積> 41.0ha 借地 41.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (90 坪) 1 棟 ・パイプハウス (230 坪) 1 棟 ・トラクター (80ps) 1 台 ・トラクター (60ps) 1 台 ・乗用田植機 (8 条) 2 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・コンバイン (6 条) 1 台 ・フォークリフト (1.5 トン) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 3 台 ・軽トラック 2 台 ・普通トラック 1 台 ・精米機 (300 kg/hr) 1 台 ・色彩選別機 (2,300 kg/hr) 1 台 ・ドローン 1 台 ・汎用定植機 1 台

区分	営農類型	経営規模	生産方式
組織 経営 営 体	20 全域果樹単一型 (観光果樹園) [主たる従事者の給与 報酬目標 409 万] [従事者 4.0 人] 粗収益 47,596 千円 経営費 31,194 千円 所得率 34.5% 一人当たり労働時間 1,731 時間	<作付面積> ハウスブドウ 0.8ha 日本なし 1.6ha ルレクチェ 0.3ha <経営面積> 2.7ha 自作地 1.0ha 借地 1.7ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫 (35 坪) 1 棟 ・パイプハウス (80a) 1 式 ・果樹棚 (梨) 1 式 ・果樹棚 (ぶどう) 1 式 ・かん水施設 1 式 ・トラクター (30ps) 1 台 ・チッパー 1 台 ・ミニバックホー 1 台 ・乗用草刈り機 1 台 ・スピードスプレイヤー 1 台 ・軽トラック 3 台

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区 分	内 容
経営管理の方法	ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践 イ 家計部門を明確に区分し、パソコン等を活用し、農業部門だけで合理的・経済的な経営管理を行い、複式簿記・青色申告を実施 ウ 経営企画力の向上等により熟度を高め法人化へ移行 エ 経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加
農業従事の様態	ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備 イ 給料制、休日制の導入、社会保険への加入など、雇用者等の福利厚生 ウ 労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（農業協同組合による労働力調整システムやヘルパー等）を活用 エ 農作業環境、作業方法の改善

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

- 2 このうちの、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいと見られるため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就業）しようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入から定着のサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 農業経営・就農支援センター

(1) 農業経営・就農支援センターの運営体制

ア 農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、農業を担う者の確保及び育成を図るための業務を行う拠点である農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を、公益社団法人新潟県農林公社（以下「県農林公社」という。）に整備する。

イ 支援センターの運営に当たり、以下を設置または配置するものとする。

(ア) 伴走機関の設置

(イ) センター運営会議の設置

- (ウ) 相談窓口の設置
- (エ) 専属スタッフの配置
- (オ) 経営戦略会議の設置

(2) 支援センターの運営方針

基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即した地域農業の核となる経営体の育成を目指すことを基本とし、これらの経営体が本県の農業の太宗を担う農業構造を確立することを目標とする。

(3) 支援センターの業務

支援センターは、以下の業務を行うものとする。

- ア 経営管理の合理化等の農業経営の改善、円滑な継承及び法人化のために必要な助言、指導
- イ 就農等希望者やこれらの希望者を雇用としようとする農業者等からの相談対応及び情報提供、必要な情報の収集
- ウ 就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、就農等のために必要な調整
- エ 6次産業化等による経営体質の強化に向けた相談対応や専門家の派遣、啓発活動
- オ その他農業を担う者や関係者からの相談対応、必要となる情報の提供等

3 県が主体的に行う取組

県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターと連携し、本県農業の魅力発信や就農相談対応等を行う。また、地域における就農希望者の受入体制の構築や働きやすい職場づくりの啓発などを進める。

就農を希望する青年等に対し、就農から定着・経営発展に必要な農業技術や経営等に関する研修を実施するとともに、地域の担い手として効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、認定新規就農者制度等の制度の活用を働きかける。

また、認定農業者の経営改善計画の達成、認定新規就農者の認定農業者への移行等、農業を担う者ごとにきめ細やかなサポートを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

法第11条の11第1項第3号に基づき支援センターが行う就農希望者の関係者への紹介、法第11条の12第1項に基づき関係機関が行う情報収集・相互提供について、以下の考え方により行う。

市町村は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。また、経営の移譲

を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供する。

支援センターは、県地域振興局や市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会等から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。

また、就農等希望者（農業経営の開始又は農業法人への就業をしようとする者）、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村等と調整する。

支援センター及び県地域振興局は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

また、農用地の集約化については、地域計画に基づき担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、都道府県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

◆効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項目	目標	目標年度
農地利用集積	○担い手への集積 耕地面積の90%程度	令和16年
	<耕地面積目標 167,000ha程度>	
経営体の育成	○経営体 4,500	令和16年
	(内訳) 個別経営体 3,500	
	組織経営体 1,000	

◆認定農業者の確保目標

項目	目標	目標年度
認定農業者の確保目標	10,000	令和16年

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

効率的かつ安定的で持続性のある経営体を育成するため、地域計画の実効性確保に向けた取組と併せて、各種支援制度等の積極的な活用を図る。

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営の指標に示す経営体の育成と、これら経営体が地域における農地利用集積目標（面積シェア）の達成のためには、従来にも増して加速的な農地の集積・集約化が必要である。

このため、県、市町村及び関係農業団体との役割分担・連携を強化しながら、農地中間管理事業、地域計画推進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を中心として、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

また、本措置が経営体を目指す意欲ある農業者の経営改善に効果的に結びつくよう、地域計画等による担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これら担い手に対する農地利用集積・集約化の促進を図る。

(1) 地域計画推進事業

地域計画の実効性確保に向け、地域計画で定めた経営体への農地集約化の方向性や兼業農家・高齢農業者との役割分担等を基礎として、農地中間管理事業を活用した経営体等への農用地の利用集積・集約化、農作業受委託を促進する。

また、本事業における所有権の移転は農地中間管理機構が行う特例事業を活用し、市町村の区域を越えて農用地の貸借等を行う場合は、広域的な農地利用調整活動等を通じて、適正な調整の下で経営体への農用地の利用集積を図る。

(2) 農用地利用改善事業

地域計画の協議の場等における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため、農用地利用改善事業を推進する。

(3) 経営体の育成・指導支援の強化

県担い手育成総合支援協議会及び県農業普及指導センター等の指導機関においては、市町村担い手育成総合支援協議会等地域の関係機関・団体との連携を一層強化し、担い手の確保・育成、自らの農業経営の改善を図ろうとする農業者の農業経営改善計画の作成及びその達成に必要な生産方式、経営管理の方法、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善のための相談・指導活動を実施するとともに、経営体の熟度や必要

性に応じ法人化に向けた指導支援を行う。

また、農業経営改善計画期間を満了する者に対しては、当該計画の実践結果に関する専門家の助言等と、本人の意欲等に基づき、引き続き認定農業者として経営改善が図れるよう指導支援を行う。

(4) 経営体への農用地の利用集積の促進

経営体への農地集積に当たっては、極力、連坦化・団地化等の集約化が図られるよう、地域計画に基づき関係機関・団体が連携して農地集積・集約化施策の積極的な活用に向けた総合的な推進を図る。

(5) 農業生産基盤整備の促進

効率的、安定的な営農が可能となるよう、農業生産基盤整備の推進及び事業実施と併せ一体的に進める農地中間管理機構を通じた経営体への利用権設定の促進による加速的な農用地の利用集積・集約化を図る。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

県内の教育機関と連携を図り、農業教育環境の充実により就農希望者に対する積極的な就農啓発活動を行い、就農意欲を喚起するとともに、相談窓口の設置により就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農・就業先の情報提供やマッチングを行う。

(ウ) 技術・経営管理能力向上のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営管理能力等の向上に向け、体験研修や県農業大学校等の農業教育機関における教育・研修内容の充実・強化を行う等、栽培技術や農業経営に関する知識習得の機会を提供するとともに、経営者を目指す人材を育成する。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

県は、県農林公社に支援センターを設置し、就農促進のための拠点とする。県農林公社は、支援センターとして、就農相談から経営開始、経営発展まで、段階に応じた支援を行う。また、担い手の確保・育成の総合対策については、関係機関が一体となって実施する。具体的には、就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター及び県農業会議、技術や経営管理能力等の向上のための研修教育については県農業大学校、就農前後の助言・指導等フォローアップについては県農業普及指導セン

ターや農業協同組合及び県農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、市町村の基本構想等の下で各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ) その他の取組

小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、市町村、農業委員会、関係農業団体等と連携し、農業への理解促進等のための活動を実施する。

イ 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

地域での話し合いを踏まえて市町村が策定する地域計画に、農業を担う者として位置付けられるよう支援するとともに、就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金をはじめとする国等の支援制度の活用を図り、また、技術・経営管理能力向上のための各種研修会のほか、県農業普及指導センターによる指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、定着を促進するとともに、安定的な経営体への発展を促す。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・県農業普及指導センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された県農林公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、アに掲げる事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地で習得するための研修その他の事業